

次世代エッジ AI 半導体研究開発事業  
データマネジメント基本方針

未来創造研究開発推進部

事業の目的の達成及び事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、事業においては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）も踏まえて、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、事業の目的を踏まえ、事業に参加する全ての委託研究機関（JSTと委託研究契約を締結する機関）の間の合意により必要に応じて定めるものとする。

委託研究機関は、本方針に従い、原則として事業開始（委託研究契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについての合意書<sup>1</sup>（以下「データ合意書」という。）を締結し、またデータマネジメントプランを作成するものとする。

なお、委託研究機関の間でのデータ合意書及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にする。

## 1. 本方針で用いる用語の定義

### (1) 研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。

### (2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託研究機関が自主的に管理する研究開発データをいう。

### (3) 非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

## 2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

### (1) 自主管理データ

<sup>1</sup> 委託研究機関が1者のみである場合は、データ合意書の提出は不要。

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した委託研究機関が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために委託研究機関自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

### 3. J S T と委託研究機関とが約する事項

#### (1) 索引情報の付与

自主管理データについては、J S T が定めた索引情報（以下「メタデータ」という。）を付与する。

#### (2) データマネジメントプランの提出

委託研究機関は、委託研究機関以外にも提供・利活用が可能な自主管理データ、委託研究機関の間のみで共有・利活用可能な自主管理データ及び他の委託研究機関や委託研究機関以外と共有・利活用しない自主管理データについて、データマネジメントプランを J S T が別途指定する様式により J S T に提出する。

データマネジメントプランは、原則として事業開始（委託研究契約書の締結）までに、J S T に提出する。ただし、事業開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプランの J S T への提出を行うこととする。

#### (3) データマネジメントプランの追加提出・修正

委託研究機関は、事業開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、事業期間中であってもデータマネジメントプランを追加又は修正し、J S T に提出する。

#### (4) データの管理・利活用に関する取組状況の e - R a d への登録

委託研究機関は、上記 3. (2) により提出するデータマネジメントプランに基づき、自主管理データの公開件数、共有件数、非共有・非公開件数、期限付き公開予定件数について、J S T が e - R a d へ登録することに同意する。

### 4. 委託研究機関の間のデータ合意書で定める事項

#### (1) データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

## (2) 事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認<sup>2</sup>

事業の実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、委託研究機関以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

## (3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

委託研究機関は、データマネジメントプランを作成してJST及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してJST及び知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

## (4) 事業期間中の研究開発又は事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

委託研究機関は、事業期間中における事業内での他の委託研究機関による研究開発活動に対して、又は事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、他の委託研究機関との間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業化活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に委託研究機関が事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、他の委託研究機関との間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

## 5. 委託研究機関がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、事業内での他の委託研究機関とよく協議を行った上で記載すること。特に(17)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の委託研究機関が開発したソフトウェアや他の委託研究機関が取得又は収集した

<sup>2</sup> 個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、委託研究機関は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- | 項目番号 | 項目名                 |
|------|---------------------|
| (1)  | 研究開発課題名             |
| (2)  | 資金配分機関情報            |
| (3)  | 体系的番号               |
| (4)  | データの分野              |
| (5)  | データ種別               |
| (6)  | データNO               |
| (7)  | データの名称              |
| (8)  | データの説明              |
| (9)  | データ管理機関             |
| (10) | 公開レベル／アクセス権         |
| (11) | 秘匿理由                |
| (12) | 備考                  |
| (13) | メタデータ掲載日・掲載更新日      |
| (14) | データの取得方法又は収集方法      |
| (15) | 概略データ量              |
| (16) | 研究データの円滑な提供に向けた取り組み |
| (17) | 管理対象データの利活用・提供方針    |
| (18) | データ公開予定日            |
| (19) | 秘匿期間                |
| (20) | リポジトリ情報             |
| (21) | リポジトリURL            |
| (22) | データ作成者              |
| (23) | データ作成者のe-Read研究者番号  |
| (24) | データ管理者              |
| (25) | データ管理者のe-Read研究者番号  |
| (26) | 連絡先                 |
| (27) | 加工方針                |

## 6. その他

本方針は、2025年7月25日から適用する。

(改訂履歴)

2025年7月第1版

## メタデータ項目

※「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する」JSTの基本方針」運用ガイドライン R7.4.1の別紙「JST共通メタデータ項目」に準拠

番号	項目	必須 / 任意	備考
1	資金配分機関情報	必須	「JST」と記入
2	体系的番号におけるプログラム情報コード	任意	「MJES」と記入
	プログラム名	任意	「次世代エッジAI半導体研究開発事業」と記入
3	体系的番号	必須	研究費ごとに付与される体系的な番号（例：JPMJES9999）
	研究開発課題名	必須	研究代表者が統括する研究開発の範囲の名称（e-Rad 課題名称等）
4	データNO.	必須	体系的番号－（ハイフン）当該課題の通し番号 （管理対象データを一意に特定するため、必要に応じて末尾に枝番号を付与）
5	データの名称	必須	学会資料、報告資料、測定結果などの中身の分からない名称は避ける
6	掲載日・掲載更新日	必須	メタデータを公開した日・更新した日
7	データの説明	必須	端的かつ中身の分かる内容を記載
8	データの分野	必須	e-Rad で登録した研究分野（主）の研究内容。下記11項目から選択 > ライフサイエンス (LIFE SCIENCE)                      > 社会基盤 (SOCIAL INFRASTRUCTURE) > 情報通信 (INFORMATICS)                                      > フロンティア (FRONTIER TECHNOLOGY) > 環境 (ENVIRONMENTAL SCIENCE)                      > 人文・社会 (HUMANITIES&SOCIAL SCIENCE) > ナノテク・材料 (NANOTECHNOLOGY/MATERIALS) > 自然科学—, 般 (NATURAL SCIENCE) > エネルギー (ENRGY ENGINEERING)                      > その他 (OTHERS) > ものづくり技術 (MANUFACTURING TECHNOLOGY)

9	データ種別	必須	<p>デフォルトは「Dataset」とし、異なるものについてのみ下記5項目のいずれかを選択。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; Dataset (集計データ、臨床試験データ、編集データ、データセット、符号化データ、実験データ、ゲノムデータ、地理空間データ、実験ノート、測定・評価データ、観測データ、記録データ、シミュレーションデータ、調査データ)</li> <li>&gt; Cartographic Material (地図資料、地図)</li> <li>&gt; Image (イメージ(文字以外で視覚的に表現されたもの)、静止画、動画、録画資料)</li> <li>&gt; Sound (音声・音楽)</li> <li>&gt; Multiple (論評、デザイン、工業デザイン、インタラクティブソース、レイアウト設計、教材、手稿、楽譜、査読、研究計画書、研究プロトコル、ソフトウェア、ソースコード、技術文書、文字起こし、ワークフロー、その他)</li> </ul>
10	概略データ量	任意	管理対象データの概ねのデータ容量、またはシステムから出力される値
11	管理対象データの利活用・提供方針	必須	ライセンス情報等の利用条件や制約条件を記載
	アクセス権	必須	公開／共有／非共有・非公開／公開期間猶予から選択
12	公開予定日	必須	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載
	リポジトリ情報	必須	現在のリポジトリ情報、あるいは事業後のリポジトリ情報
13	リポジトリ URL-DOI リンク	任意	情報があれば記載
	データ作成者	任意	管理対象データを生み出した研究者の名前
14	データ作成者の e-R a d 研究者番号	任意	管理対象データ作成者の e-R a d の研究者番号
	データ管理機関	必須	<p>各管理対象データを管理する機関 略称は原則不可(株式会社、国立大学法人、一般社団法人等も記載) 研究組織識別子である Research Organization Registry(ROR) * に登録がある場合は、登録している組織名を記載</p> <p>* 「<a href="https://ror.org/">https://ror.org/</a>」より検索可能</p>

	データ管理機関コード	任意	データ管理機関のコードとして、ROR ID（「 <a href="https://ror.org/xxxxxxx">https://ror.org/xxxxxxx</a> 」を指す）
	データ管理者	必須	データ管理機関において管理対象データを管理する部署名または担当者の名前
	データ管理者の e-R a d 研究者番号	任意	研究者番号がない管理者や、管理者が組織の場合は不要。 e-R a d 研究者番号を非公開にしたい場合を除き必須
	データ管理者の連絡先	必須	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メールアドレス等。管理対象データに興味を有する第三者が必ずデータ管理者にたどり着けるようにする
15	備考	任意	